

平成24年(ワ)第3671号外 大飯原子力発電所運転差止等請求事件
原告 竹本 修三 外
被告 国 外1名

証 拠 説 明 書

(第91準備書面関係)

2022年(令和4年)2月22日

京都地方裁判所 第6民事部合議はB係 御中

原告ら訴訟代理人
弁 護 士 出 口 治 男
同 渡 辺 輝 人
外

原告らは、下記のとおり証拠説明をします。

記

| 号証 | 証拠の標目 (原本・写しの別) | 作成年月日 | 作成者 | 立証趣旨 |
|-----|---|-------------|------|---|
| 607 | 大飯発電所基礎 地盤の地震力に 対する安定性に ついて補足 関西電力の準備 書面(30)への反 論 写 | 2022. 1. 31 | 赤松純平 | 大飯原発基礎地盤が基準地震 動で安定性を損なう危険があ ること、その他被告関西電力 準備書面(30)への批判 |